

# 令和元年度（2019年度）監査報告書

学校法人 稚内北星学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

令和 2 年 5 月 22 日

学校法人 稚内北星学園

監 事 中 村 剛



監 事 山 崎 智



私たちは、学校法人稚内北星学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて本学校法人の令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表等）及び財産目録を含め、財産の状況並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

私たちは監査をするために、理事会・評議員会・その他主要な会議に出席するほか、随時各理事より業務に関する報告を徴し、重要な決裁書類の閲覧を行い、また公認会計士と密接な連絡を取りながら、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上